

山田町における原発事故による放射線対策の方針

1 基本的な考え方

山田町においては、原発事故による放射性物質から町民の健康と安全を守るため、放射線の影響について測定し、町民の受ける年間被爆量を1ミリシーベルト以下にすることを目標とし、町民に対する情報提供及び必要に応じて除染を行う等の的確な対策を講じるものとする。

2 放射線対策の現状と実施方針

(1) 測定地点

放射性物質の影響を把握するための基礎的な数値として、町内の各地において空間放射線量を測定する。その際には、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組む。また、不特定多数の町民が利用する可能性のある各地区の集会施設等についても、測定を実施するものとする。

(2) 実施体制

町では測定機器（シンチレーション式サーベイメータ）により、毎年12月に測定を行う。

(3) 測定結果の公表

測定した空間放射線量については、ウェブサイト等を活用しながら、必要に応じて速やかに公表することとする。

3 除染対策

除染については、国の原子力災害対策本部による「市町村による除染実施ガイドライン」を参考にしながら、効率的、効果的に実施するものとする。

当面、学校教育施設及び保育施設について、最優先に行うものとし、その他の地点についても優先順位を検討しながら計画的に除染を実施するものとする。

除染の基準については、測定高地上5cmにおいて、1マイクロシーベルト／毎時以上を計測した箇所とする。